

社保審「第 86 回 医療保険部会」 大病院受診の定額負担導入、十分な周知を

2015/2/20

社会保障審議会・医療保険部会（部会長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は 2 月 20 日、医療保険制度改革に関する議論を行った。



事務局は、医療保険制度改革に向け今国会での提出を目指している「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」の主要項目・概要を説明した。

入院と在宅療養の負担の公平化を図るため調理費相当分を引き上げる入院時食事療養費については、一般所得者に対し現行の 1 食当たりの負担額 260 円を 2016 年度に 360 円、2018 年度に 460 円へ引き上げることを明示。考え方として「平均的な家計における食費及び特定介護保険施設等における食事の平均的な費用の額を勘案」するものとしている。

菊池令子委員（日本看護協会副会長）は、入院時食事療養費の引き上げとともに紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担導入や患者申出療養について触れ、これらは「受療行動の変化に関わるものであるため、国民が十分に理解して初めて効果が出る」として改革内容の周知徹底を要望した。

■保険者の後発医薬品使用促進への取り組みに財政支援

国民健康保険（国保）の見直しについては、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」による取りまとめ内容を基に具体的な議論を行った。

国保に対する公費拡充策として、医療費の適正化に向けた保険者の取り組みに応じて国が財政支援を行う「保険者努力支援制度」を創設することとしており、評価指標として「後発医薬品使用割合」や「前期高齢者 1 人当たり医療費」などを挙げた。白川修二委員（健康保険組合連合会副会長）は「後発医薬品割合と国保への財政支援にどんな相関関係があるのか。また、1 人当たり医療費の増減が保険者の努力にどれだけ左右されるのか。納得できる説明が必要になる」としてさらなる検討の必要性を訴えた。

また、事務局は、2018 年度から都道府県が国保の運営の中心的な役割を担うことについて、運営に関する審議の場として都道府県に「国保運営協議会」を設置すると説明。参加者には、被保険者代表、公益代表等に加え、保険医又は保険薬剤師代表を挙げた。